

参考資料 1

強  
く  
て、  
し  
な  
や  
か  
な  
ニ  
ッ  
ポ  
ン  
へ

強  
国  
強  
靱  
化  
土

NATIONAL  
RESILIENCE

# 戦略的政策課題の年次計画2021への 反映について

令和3年4月23日

内閣官房国土強靱化推進室



委員の意見に対する各府省庁の取組について(風土・自然条件に適う国土強靱化①)

分類	回	意見	関係省庁	推進方針等
グリーンインフラ	56	適切に利用されていない土地を如何にグリーンインフラとして活用していくかの検討を進める必要がある。	国交省 農水省	産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」(R2.3設立)において、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進め、遊休地等においてグリーンインフラを推進する。
	56	流域治水にグリーンインフラを位置付けるため、効果の評価やインセンティブの付与を検討すべき。	国交省	都市部の緑地、水田等の農地、ため池等の持つ貯留機能を、流域全体での治水対策に活用していく。 その際、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」等において、多様な機能を有するグリーンインフラの効果、指標、評価等について検討を進める。
	56	農村の有する多面的機能により都市部に比べ災害に強い面があり、その強靱性を災害対応や地域創生に活用する仕組みを検討すべき。	農水省	農山漁村の多面的機能の維持・発揮及び地域の防災・減災に資する地域コミュニティの活性化にかかる施策を推進している。
土地利用	56	防災コンパクト先行モデル都市について、自治体単位ではなく、河川流域単位など広域でモデルを作るべきである。	国交省	立地適正化計画は、人口減少下でコンパクトなまちづくりを進めることが主な目的であり、防災指針はこの取組と併せて居住の安全を確保するため、昨年度の法改正で新たに創設したもの。 都市に必要な機能を考える上で、生活圏が隣接する市町村にまたがる場合には、これらの市町村が広域で連携し、共同して立地適正化計画を作成することが効果的と考えているが、都市の広がりや流域が必ずしも一致しないことから、流域単位での検討は地域の実情を踏まえて判断することが望ましい。 例えば、生活圏の大きさが流域の大きさに相当する場合で、共同して立地適正化計画を作成するニーズがある場合には、この検討を支援し、取組事例を展開していくことなどが考えられる。 ※流域単位で必要な防災・減災対策を検討・推進するにあたっては、別途、全国の一級水系等において、流域全体で早急に実施すべき対策として「流域治水プロジェクト」の取組も進めているところ。
	56	災害リスクの高い場所では移転の促進を図るべき。	国交省	「防災移転支援計画制度」及び課税の特例措置(「防災移転支援計画」に基づき、災害ハザードエリアから、立地適正化計画の誘導区域内のより安全な区域へ、施設や住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る登録免許税・不動産取得税を軽減)等について、地方公共団体等に対して引き続き周知等を行う。また、「防災集団移転促進事業」及び「都市構造再編集中支援事業」について、予算による支援や、防災移転まちづくりワーキンググループ等の活用を引き続き実施するとともに、災害ハザードエリアからの移転をより推進するための制度改正を行う。

委員の意見に対する各府省庁の取組について(風土・自然条件に適う国土強靱化②)

土地利用	56	水災害ハザード情報については情報のあり方を議論する段階からまちづくりの担当と連携していく仕組みが必要である。	国交省	社会資本整備審議会 答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」および都市局、水管理・国土保全局、住宅局において設置した水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会提言においても同様の指摘をいただいているところ。上記検討会において審議し、今年度公表予定の「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」にてハザード情報の公表主体とまちづくりを担当する部局との連携について考え方を示す。
	56	都市の開発許可権限については、立地適正化計画策定主体に移していくべきである。	国交省	立地適正化計画の実効性を高める等の必要がある場合には、地方自治法の事務処理特例の活用により、都道府県から市町村に許可権限を移すことが可能。
	56	市域の大部分が災害イエローゾーンにあり市内での安全なまちづくりが困難なところでは、広域避難を念頭に置いた対策、安全な避難場所の確保、広域避難オペレーションの計画化の推進が必要である。	内閣府 防災	法令等において、指定避難所については、市町村は想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものを指定することとされており、内閣府において、平時から事前に必要数を指定しておくよう、自治体に促しているところ。
			国交省	安全な避難場所の確保については、令和2年12月に『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』を策定し、建築物の上層階での避難スペースの確保、公園の高台化、高規格堤防の整備等により高台の拠点を確認し、これらの拠点を想定される浸水深よりも高い位置にある道路や通路等で線的・面的につなぐことにより、命の安全・最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする「高台まちづくり」を推進しているところ。引き続き、「高台まちづくり」を実践するモデル地区において、検討する。
56	まちづくりとして安全なところに医療・介護施設が立地するような制度化が必要。	国交省	(再掲)「防災移転支援計画制度」及び課税の特例措置(「防災移転支援計画」に基づき、災害ハザードエリアから、立地適正化計画の誘導区域内のより安全な区域へ、施設や住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る登録免許税・不動産取得税を軽減)等について、地方公共団体等に対して引き続き周知等を行う。また、「防災集団移転促進事業」及び「都市構造再編集中支援事業」について、予算による支援や、防災移転まちづくりワーキンググループ等の活用を引き続き実施するとともに、災害ハザードエリアからの移転をより推進するための制度改正を行う。	

委員の意見に対する各府省庁の取組について(人とコミュニティのレジリエンス①)

多様な主体の力の活用	企業	56 57 58	災害時の企業の力の活用に向けた連携の推進が必要。	内閣府 防災	内閣府作成の「事業継続ガイドライン」において、緊急時における企業の対応として、地域との共生と貢献の必要性を説明し、地元の地方公共団体との協定や平常時からの地域との連携を推奨している。引き続き、ガイドラインの実効性を高めるための調査・検討を行う。
		57	企業の中には災害時に専門的技能を発揮できる人材があり、これを認定・認証し、活用できるような仕組みを検討してはどうか。	内閣府 防災	企業の人材を含め、地域において被災者支援に意欲のある専門技能を有する方を専門ボランティアとして認め、避難所運営を支援いただく仕組みについて、有識者とともに検討している。
		57	企業(工場等)の消防隊を、地域の防災計画等に位置づけ活用する取組を推進すべき。	内閣府 防災	地区防災計画の作成に企業も参画して、住民、企業等が連携して地域防災に取り組むよう地区防災計画の手引き等で周知しているところ。
		58	帰宅困難者対策における企業の貢献を促進する必要がある。	内閣府 防災	帰宅困難者対策については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成27年3月策定)」や「大規模地震・津波災害応急対策対処方針(令和2年5月改定)」等により、一斉帰宅抑制の基本原則の下、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、民間企業等を主体とした一時滞在施設の確保等の取組を進めているところ。引き続き、ガイドラインや計画等に基づき、企業の貢献を促進していく。
		58	企業のBCP策定の取組みの促進を図るべき。	内閣府 防災	内閣府において、BCP・BCMの未策定民間企業には策定、策定済民間企業には実効性のある取組を促進する。
	NPO	57	防災NPOのマネジメント人材の育成のため学位や資格を与える等により教育をできるとよい。	文科省  内閣府 防災	大学における教育内容については、各大学が自主的に決定すべきであるが、例えば、各大学において、防災に関する課程を創設し、当該課程を卒業すること等により学位授与が可能。  NPOを含め、地域において被災者支援に意欲のある専門技能を有する方を専門ボランティアとして認め、避難所運営を支援いただく仕組みについて、有識者とともに検討している。
		57	防災NPO活動の資金確保のため寄付文化を醸成していく必要がある。	内閣府 防災	中央共同募金の支援金、自治体やNPO等の基金など、寄付金を原資としたNPO等への活動支援の取組について、防災情報のホームページで周知する等、対応を検討する。
		57	防災NPOの活動や社会的な信頼の醸成に向け政府、自治体は防災NPOの育成を支援すべき。	内閣府 防災	内閣府では、防災活動に貢献しているNPOを防災功労者として表彰するとともに、令和元年5月に全国災害ボランティア支援団体ネットワークとタイアップ宣言を行う等、防災NPOの地位や信頼の向上に努めている。また、平時から自治体と防災NPO等が共同で研修を行う等、育成にも努めている。

委員の意見に対する各府省庁の取組について(人とコミュニティのレジリエンス②)

多様な主体の力の活用	NPO	57	NPOが行政との連携により、被災者支援を実施する場合は、費用について災害救助法により対応する等の措置が必要。	内閣府 防災	NPOも含め、ボランティア活動は自己完結が基本である。行政はNPOと連携することでNPOが活動しやすい環境をつくる等の支援をしている。
		58	災害時の役所と住民、支援団体の中間調整の重要性について、自治体の認識を高める必要がある。	内閣府 防災	内閣府では、被災者支援における関係者間の連携、中間支援の重要性、その手法等について、自治体・NPO・社協等の職員を対象とした研修を行い、中間調整の重要性について、意識を高めている。
		58	自治体での防災訓練へNPOが参画していけるよう考えるべき。	内閣府 防災	「令和2年7月豪雨等に係る災害を含む既往の災害対応等を踏まえ、民間企業等と連携した各種防災訓練の実施等により、防災関係機関の機能確認、相互の協力の円滑化、防災計画等の課題を発見し継続的な改善、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上、各防災担当者の日常の取組について改善を図る。」としている。 そのため、総合防災訓練大綱の地方公共団体等における防災訓練等として、「地方公共団体は国の関係機関や他の地方公共団体、民間企業、関係団体と連携して対応することが重要である」としており、引き続き、地方公共団体に多くの主体と連携した訓練の実施を促す。
		58	自治体において、災害時における防災NPOの役割を位置付けることが必要。	内閣府 防災	防災基本計画において、災害時に円滑なボランティア活動が行われるよう、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、全体像を把握するために情報を共有することや、災害廃棄物の処理を進める場合に作業地区や内容を調整し分担して進めることなどを位置づけている。
		58	防災NPOの担い手不足に関し、テレワークにより様々なスキルを持った人々が防災・減災に関わる時間ができる可能性があり、うまく活用できるような仕組みを検討すべき。	内閣府 防災	新たな担い手確保を促進するために、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)とも連携し、NPO活動の周知を促進していく。
コミュニティ	コミュニティ	57	全国的に、特に都市部において、人間関係の希薄化、コミュニティの弱体化が顕著になっており、平時から基盤となるコミュニティづくりが必須である。	内閣府 防災	大規模災害発生時には公助だけでは救出等が間に合わない事態が想定されている。これを補完する目的として平成26年度に創設された地区防災計画制度の普及・啓発により、住民の自発的な行動計画策定を促し、地域全体における防災力向上を図る。
		57	増加する外国人居住者への教育、コミュニティへの巻き込みも重要。		
		58	コミュニティでの防災リーダーを育成するため、防災士を増やすとともに、防災士をコミュニティの防災リーダーとして活用する方策を推進する必要がある。	内閣府 防災	日本防災士会が地区防災計画の作成推進を最重要活動と位置付けており、地域での計画作成に防災士の方々が参画いただいたり、内閣府が行う地区防災計画の研修にも多くの防災士に参加いただく等、現在も内閣府と防災士会が連携・協力して、地域での地区防災計画の作成を推進しているところ。今後とも、防災士の方々の協力を得ながら、各地で命を守るための防災の取組を進める。

# 委員の意見に対する各府省庁の取組について(人とコミュニティのレジリエンス③)

多様な主体の力の活用	地域における防災活動の担い手	57 消防団の女性団員を増やすための取組推進が必要。	総務省 (消防庁)	消防団への加入を促進するため、ポスターやリーフレット等を活用した広報活動等を実施するほか、都道府県や市町村が地域の企業や大学等と連携して行う加入促進の取組を支援し、女性・若者等の消防団への加入促進を図る。
		57 災害発生後の地域の防災活動(避難所運営、在宅被災者支援、家屋清掃、災害後未対応、復興まちづくり等)において、消防団・自主防災組織が果たす役割についても検討が必要である。	総務省 (消防庁)	消防団や自主防災組織の役割については地域防災計画等によりすでに各市町村において役割分担が行われているところ。
		58 地域の自主防災活動への行政の支援拡充が必要。	総務省 (消防庁)	自主防災組織等の活性化を図るため、自主防災組織等のリーダーを育成するための研修会等の事業を令和3年度以降も実施予定。
防災教育		57 学校の防災教育に関し、高校・大学の間も防災教育の充実を図るべき。	文科省	高校:学校における防災教育の充実を図る。 大学:大学における教育内容については、各大学が自主的に決定すべきであるが、各大学の判断で防災に関する教育を実施することは可能。
		57 防災教育として、気象庁の発表の防災上の意味が理解できるようにすることが必要。	文科省	各地方気象台を含む関係機関等との連携し、避難情報や防災気象情報等の意味を正しく理解し、自ら適切に判断して行動できる力を身につけさせる防災教育の充実を図っていく。
		57 学生消防団に関し、中学生・高校生の参加が促進されるよう法的手当も含め推進すべき。	総務省 (消防庁)	文部科学省と協議の上、検討を進める。
		58 中高生への防災教育として、自分も人を支援する一員であるとの自覚を高め、参加を促進する取組を推進すべき。	文科省	地域・関係機関等と連携し、地域の実態や発達段階を考慮しながら、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れた防災教育の取組を支援し、地域の一員として安全で安心な社会づくりに積極的に参加し、貢献しようとする資質・能力を育成していく。
		57 防災教育について、教員に対する防災教育の理解を深める取組を推進すべき。	文科省	学校における防災教育・防災の充実を図るために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化するとともに、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。
啓意発識	57 災害への備えとして備蓄や広域避難、避難生活の準備などの意識啓発を推進すべき。	内閣府 防災	全国各地での備蓄、広域避難、避難生活の準備など様々な防災の取組など、活動の参考となる防災情報のホームページによる発信や、防災に関する多様な団体・機関が集い、様々な防災情報に誰もが触れられる「防災推進国民大会」にて備蓄や避難生活の準備などの啓発を予定している。また、「自分は避難しなくても大丈夫」と思い込む正常性バイアスに陥らず、主体的に避難するなど、高い防災意識を持てるような防災教育の方策についても、関係省庁と連携して、有識者の意見を伺いながら検討中。	

委員の意見に対する各府省庁の取組について(人とコミュニティのレジリエンス④)

その他  
避難

57	避難指示等を出しても避難しない原因を把握し、避難させる対策が必要。	内閣府 防災	避難指示等が出ているにもかかわらず、自分は災害に遭わないだろうという思い込み(正常性バイアス)により、避難行動を取るタイミングを逸することがないよう、内発的、主体的に避難することを促進するため、防災教育の充実について有識者とともに検討しているところ。
57	避難情報について、避難準備・避難勧告の表現がわかりにくいので改善を図るべき。	内閣府 防災	近年発生した土砂災害や水害を踏まえ、土砂災害や大規模水害等の災害時に市町村がとるべき基本的な対応に関する検討や、住民がとるべき適切な避難行動等の住民避難に関する検討等を実施する。
57	線状降水帯のような急速に状況が変わるような場合(タイムラインと異なる場合)における避難指示の出し方を検討する必要がある。	国交省 (気象庁)	防災気象情報の高度化を進めるとともに、その適切な利活用について平常時からの取組を一層強化・推進することにより、地震・津波・火山・気象災害による死傷者数の低減を図る。河川等の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難の促進のため、大河川における水位予測情報の更なる長時間化や予測精度向上に取り組む。
		内閣府 防災	「避難勧告等に関するガイドライン」において、事態が急変し、災害が切迫した場合においても、市町村は、必要な状況に応じて適切な避難情報を発令をすることとしており、その発令の際、立退き避難を行うことでかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると判断される場合には、指定緊急避難場所等への立退き避難のみならず、垂直避難など屋内での安全確保を指示することができる旨、災害対策基本法第60条3項に規定されており、その場でとりうる最善の行動を住民に促すこととしている。
57	予報に基づく早めの自主的避難を社会に定着させるための取り組みを推進すべき。このため、空振りが許されたり、避難するために学校や企業の活動が止められるようにしていく必要がある。	内閣府 防災	災害時の計画休業等による外出抑制策等が記載された企業の事業継続計画(BCP)の策定が進むよう「事業継続ガイドライン」の改定を検討する。
		文科省	災害時の休校の措置は校長が判断するものであるため、学校安全管理体制を強化する研修会等を支援し、各学校において気象情報等を的確に判断し、臨時休業など避難行動等の措置が適切に行われるよう促進する。
58	大都市圏で何十万人といった規模の人が逃げなければならない状況では通常の防災からのモードチェンジが必要であり、国等の指揮の下、自助・共助が機能するような連携方策を考えておく必要がある。	内閣府 防災	近年発生した土砂災害や水害を踏まえ、土砂災害や大規模水害等の災害時に市町村がとるべき基本的な対応に関する検討や、住民がとるべき適切な避難行動等の住民避難に関する検討等を実施する。 大規模災害発生時には公助だけでは救出等が間に合わない事態が想定されている。これを補完する目的として平成26年度に創設された地区防災計画制度の普及・啓発により、住民の自発的な行動計画策定を促し、地域全体における防災力向上を図る。
58	避難所は避難所への避難者だけでなく在宅避難等を含む被災者支援する機能を担うようにしていく必要がある。	内閣府 防災	避難所は、様々な事情により避難所での生活が難しい在宅避難者への支援拠点としての役割を果たすものであり、内閣府作成の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等において、市町村の取組を促しているところ。引き続き、自治体と連携し、在宅避難者等を含む避難者の支援に努める。

委員の意見に対する各府省庁の取組について(人とコミュニティのレジリエンス⑤)

医療	56	地域包括ケアシステムを考える際には災害リスクを考慮する必要がある。	厚労省	<p>地域包括ケアシステムについては、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される体制を構築するものである。</p> <p>令和3年度介護報酬改定においては、「感染症や災害への対応力強化」を図ることとしており、全ての介護サービス事業者を対象に、災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づけることとしたほか、災害への地域と連携した対応の強化について、通所系、入所系、施設系等の介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしている。</p> <p>また、地域医療介護総合確保基金において、通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための取組についても支援を行うことができる。</p>
	57			
その他	56	医療施設の電源確保や通信確保を含む対災害性強化対策の推進が必要。	厚労省	<p>災害時において診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の増設等(燃料タンクの増設等)が必要な災害拠点病院等に対して、整備に必要な支援を実施する。</p> <p>全ての救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所(有床診療所のみ)、特定機能病院、地域医療支援病院が実施する非常用通信設備(衛星携帯電話、衛星データ通信等)の整備を支援する。</p>
	56	都市部の水害対策について、容積率緩和だけでなく経済的支援も含めた対策を講ずる必要がある。	国交省	<p>地下街管理会社等が作成した地下街防災推進計画等に基づき、浸水発生時における地下街の防災対策を推進する。</p> <p>防災・安全交付金等を活用し、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を支援する。</p> <p>防災・安全交付金等を活用し、大都市部における帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場となる公園緑地(帰宅支援場所)等の整備を支援する。</p> <p>(再掲)「防災移転支援計画制度」及び課税の特例措置(「防災移転支援計画」に基づき、災害ハザードエリアから、立地適正化計画の誘導区域内のより安全な区域へ、施設や住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る登録免許税・不動産取得税を軽減)等について、地方公共団体等に対して引き続き周知等を行う。また、「防災集団移転促進事業」及び「都市構造再編集集中支援事業」について、予算による支援や、防災移転まちづくりワーキンググループ等の活用を引き続き実施するとともに、災害ハザードエリアからの移転をより推進するための制度改正を行う。</p> <p>医療・福祉施設等の都市機能の災害ハザードエリアからの移転やピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化、土地区画整理事業による土地の嵩上げを計画的に推進する。</p>

委員の意見に対する各府省庁の取組について(人とコミュニティのレジリエンス⑥)

デジタル化	58	防災対策として、自治体や自治会、消防団と地域住民との双方向のコミュニケーションで日頃からSNS等を活用すべき。	総務省	自治体、自治会や消防団と地域住民との双方向のコミュニケーションについては、地域の実情に応じて実施されるものと思料。
	56 58	防災分野でのデジタル化、オープンデータ化を進める必要がある。	内閣府 防災	現在、多岐にわたる被災者支援制度をわかりやすい形でデータベース化する等の取組を進めているところ。 今後、デジタル・防災技術WGでの議論等も踏まえつつ、必要に応じて、関係省庁と連携しつつ、防災分野におけるデジタル化に関する施策の検討を行っていく。
	57	デジタル化の推進と併せ、停電や通信等のリスクの検討が必要。		
	57	デジタル化の推進と併せ、シニア向けのデジタルリテラシー向上の取組が必要。		
その他	56	デジタル化の中で、土砂災害を防ぐために設置するセンサーのデータをモニタリングし、AIなどを活用して微細な変動を予兆として検知して予防保全に使うなど、ハードを生かすためのソフトの観点も含めた取組を推進すべき。	国交省	衛星や監視カメラ等を活用したリモートセンシングによる土砂災害のモニタリング技術に関する研究・技術開発の取組を推進する。
その他	57	災害対策基本法には自助・共助に関する規定が少ないので、今後改正する際に、もう少し自助・共助に関する規定を入れることを検討すべき。	内閣府 防災	災害対策基本法については、東日本大震災での教訓を踏まえ、自助・共助の取組を推進するべく、平成24年、平成25年の改正において、住民の責務として災害教訓の伝承や生活必需物資の備蓄等を明記したほか、市町村の居住者等が作成主体の地区防災計画制度の創設、国と地方公共団体、ボランティアとの連携の促進に係る規定の新設等を行ったところ。 防災対策については、引き続き、必要があれば制度改正も含めて不断の見直しを進める。